



米国における中国からの対内直接投資

—受入れの成否に影響を及ぼす安全保障要因に関する考察—

日本安全保障貿易学会(JAIST) 第22回研究大会
2016年9月24日(土) 拓殖大学文京キャンパス

関西外国語大学

高木 綾

はじめに

- 米国における中国からの対内直接投資 (IFDI) の飛躍的増大
 - 2016年、過去最高額を計上
 - 年初2か月で、2015年総額(205億ドル)を超える投資額(230億ドル)

本報告の問い

- 資本移動の自由化に伴う安全保障上の問題とは？
- 対内直接投資はどのように進展し、また規制されてきたのか？
- 中国資本の何が問題なのか？
- 対内直接投資受入れの成否に影響を及ぼすのは、どのような要因か？

資本移動の自由化に伴う安全保障上の問題とは？

IFDIの功罪

- ポジティブな側面：

経済厚生を増進、雇用創出、国内の市場競争を革新、
経済発展を促進

- ネガティブな側面：

国家主権の侵害、環境や労働条件の劣悪化、外国
資本の急速な逃避への懸念

資本移動の自由化に伴う安全保障上の問題とは？

- 資本移動の自由化に関する規約(OECD)

→ 基本的には各国に資本移動の自由化を促すものの、
産業によっては自由化を留保することも承認するもの。

「公の秩序および国家安全保障の要請上
必要な場合には、加盟国は資本移動の
自由化をする義務はない」(規約第三条)

海外直接投資 (FDI) の進展

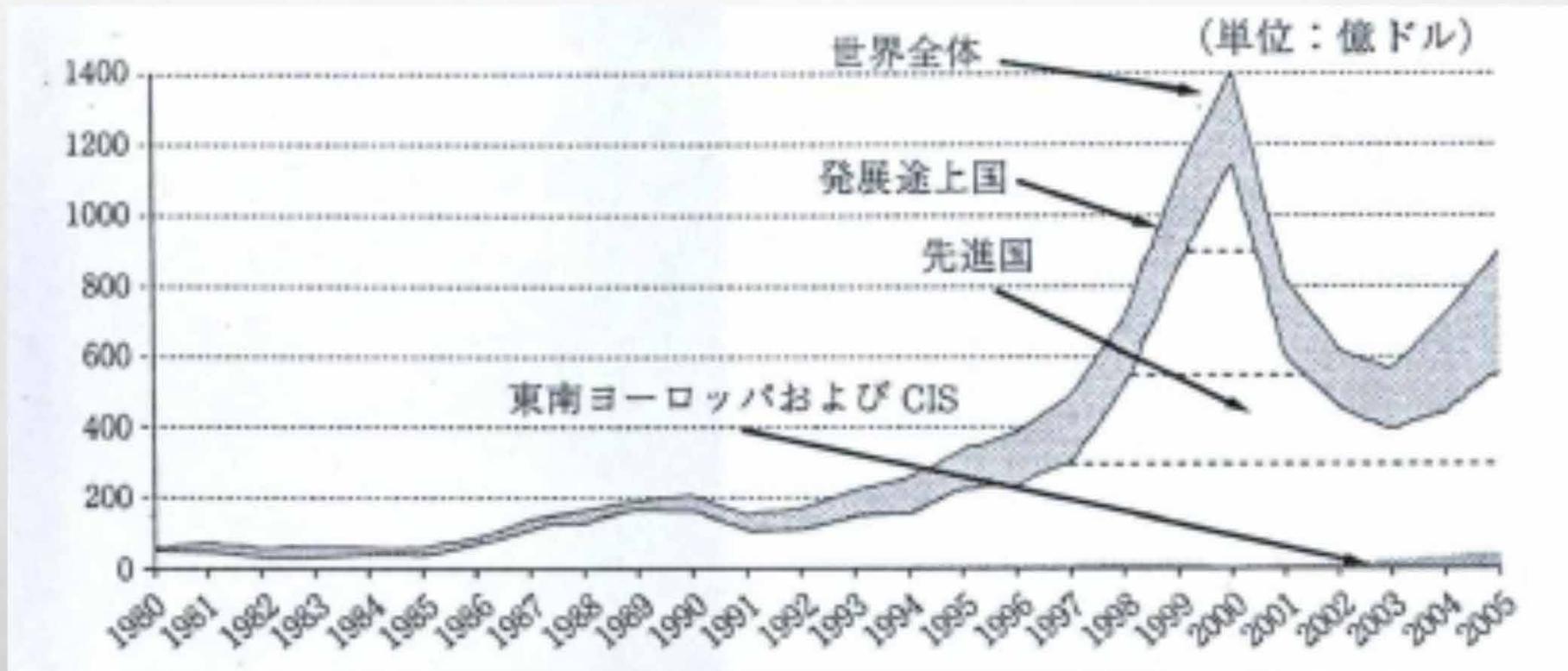
- 海外直接投資の変遷

① 第1期 (1970-80年代)

② 第2期 (1990年代)

③ 第3期 (2001年以降)

FDIの変遷(1980-2005)



出所：UNCTAD (2006)

FDIの変遷

- 第1期(1970-80年代)

 - 資本移動の自由化の開始

 - 国際金融市場が急速に拡大

 - 多国籍企業の数が増加

→ 国家が資本移動の管理を行うことに対する有効性は
大いに減少

FDIの変遷

- 第2期(1990年代)

先進国による投資の形態として、間接投資の比率が増大。

途上国では、直接投資に比重が大きい

90年代後半には、対外直接投資が急増(M&A)

FDIの変遷

- 第3期(2001年以降)

2001年の9.11同時多発テロの影響により、直後の資本移動は40%も減少

2007-08年の世界金融危機により再び激減

規制の増加 → 現在も続く

対内直接投資はどのように規制されてきたのか？

- 経済と安全保障のトレード・オフ

...投資を受け入れて経済を活性化したいが、国家安全保障の観点からは規制が必要。

第1期：西側同盟国同士の投資、必要最低限の国益を守る規制（「輸送」、「通信・メディア」「輸送」）

第2期：投資対象が、旧東側諸国及び途上国まで含めた地球全体にまで拡大

第3期：「同盟国」「非同盟国」「敵性国」からの投資を峻別する必要性、

規制強化

対内直接投資はどのように規制されてきたのか？

●対内直接投資の管理制度

①対米外国投資委員会(CFIUS)：

1975年設置。OPECからの投資への憂慮による。

4段階の審査で投資受入れの可否を決定

申請→30日間の審査→45日間の調査→大統領の決定

対内直接投資はどのように規制されてきたのか？

②エクソン・フロリオ条項:

1988年包括通商・競争力法第5021条

大統領に、国家安全保障上の理由からの投資阻止権限付与。

富士通が仏企業から米企業(半導体)を買収しようとした際に、米議会における強い反対が表明されたことを受けて制定。

対内直接投資はどのように規制されてきたのか？

③外国投資及び国家安全保障法(FINSA)：

2007年に成立。1950年国防生産法第721条を大幅に改正。

開放的経済政策と国家安全保障をバランス。

アラブ首長国連邦(UAE)からの投資が政治問題化したことを受けて制定。

⇒経済のグローバル化の進展にともない、投資の受け入れを審査・規制する制度化。

無条件・無制限に投資を受け入れるのではない、「障壁」の設置。

中国資本の何が問題なのか？

- 中国企業の多くが国有企業であること。
- 中国が米国にとって非同盟国（競争相手国）であること。
- 中国企業の構造や組織形態が透明性を欠いていること。
- テレコミュニケーション分野への投資は、サイバースパイの問題と関連付けられること。
- 天然資源分野への投資は、資源問題が発生した際に米国への供給を拒否する恐れがあること。

中国資本の何が問題なのか？

図1: CFIUSによる中国案件の審査件数及び中国企業による対米FDIの総件数



出所: USCC
(2016)

対内直接投資受入れの成否に影響を及ぼすのは、どのような要因か？

- 自由主義的要因仮説

IDFIがもたらす経済的利益から、受入れを肯定的に捉える。

- 保護主義的要因仮説

① 経済的保護主義：経済上、国内産業保護の観点から、受入れを拒否。

② 安全保障的保護主義：安全保障上、重要な産業への受入れを拒否。

投資元の国家が同盟国であるか否かで成否決定。

対内直接投資受入れの成否に影響を及ぼすのは、どのような要因か？

●重要産業仮説

①エネルギー産業へのIFDI

中国海洋石油总公司（CNOOC社）による、UNOCAL社買収（2005） →不成立

中国海洋石油总公司（CNOOC社）による、Nexen社買収（2013） →成立

②半導体分野へのIFDI

清华紫光(集团)总公司(TSINGHUA UNIGROUP)による、MICRON社買収(2015) →不成立

Chinese Consortium (中国投資コンソーシアム)による、Integrated Silicon Solution社買収(2015) →成立

対内直接投資受入れの成否に影響を及ぼすのは、どのような要因か？

- 安全保障(同盟国・非同盟国)仮説

① ラルス控股公司(RALLS社)による、ギリシャに拠点を置くTERNA社から、オレゴン州にある風力発電施設の買収(2012) → 非成立

② 中国投資集団(GOSCALE CAPITAL)が、オランダに拠点を置くPHILIPS社から、同社の照明事業を買収 → 非成立

対内直接投資受入れの成否に影響を及ぼすのは、どのような要因か？

- 重要産業仮説

- ①エネルギーや半導体の分野における、成立事例及び不成立事例が確認された。

- ②成立事例にしか含まれない分野もある(自動車、娯楽、ホテル、食品など)。

- 産業要因による受入れ拒否は、実証されず。ただし、ポジティブ・リストの存在を示唆。

- 安全保障仮説

- ①米国の同盟国を母国とする企業には許可されたIFDIが、中国企業に許可されない事例を確認。

- ②不成立事例にのみ共通する要因として、米軍施設への近接性及び政府契約の存在。

- 投資企業の母国による受入れの成否の可能性を示唆。

おわりに

- 対内直接投資は、1970年以降、増加傾向を継続。
- 第3期(2001年以降)より、安全保障上の考慮が大きく影響を及ぼすようになった。
- 米国は規制を強化している。
- 投資を行う企業が米国にとって同盟国か否かが、IFDI受入れに重要となる。
- 米国にとって非同盟国である中国からのIFDIは、憂慮とともに注目される存在。
- 今後の展望として、かつては脅威と見られた日本のIFDIの様に、軋轢を避ける方向に進むか。
- 米中投資協定(BIT)は、今後のIFDIの政治問題化にどのような影響を及ぼすか。

参考文献

- *Annual Report to Congress (Public Version)*, Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS), 各年版.
- *Annual Report for Congress*, U.S.-China Economic and Security Review Commission (USCC), 各年版.
- *World Investment Report*, United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), 各年版.
- Edward M. Graham and David M. Marchick, *U.S. National Security and Foreign Direct Investment*, Washington, DC: Institute for International Economics, 2006.
- Karl P. Sauvant, *Investing in the United States: Is the US Ready for FDI from China?*, Northampton, MA: Edward Elgar Publishing Ltd., 2009.
- 高木綾「第2章 金融のグローバル化と国家安全保障—対内直接投資がもたらした国家の新たな役割—」内田孟男（編著）『地球社会の変容とガバナンス』中央大学出版部、2010年2月。
- 高木綾「第12章 グローバル経済と国家安全保障—米国の対内直接投資の受け入れにおける安全保障要因の検証—」星野智（編著）『グローバル化と現代世界』中央大学出版部、2014年。
- 高木綾「米国における中国からの対内直接投資—受入れの成否に影響を及ぼす安全保障要因に関する考察—」『CICTECジャーナル』9月号（近刊）。

ご清聴有難うございました。